

平成28年度第1回宮城県事業認定審議会議事録

日時	平成28年10月18日(火)午後3時から午後3時40分まで
場所	行政庁舎11階第二会議室
次第	1 開会 2 議事 議案第1号 会長及び副会長の選任について 3 報告事項 (1) 事業認定制度の概要及び認定実績について (2) 平成28年度事業認定申請に関する事前相談等について 4 閉会
出席委員	浅沼貞夫委員, 大泉太由子委員, 京谷美智子委員, 齋藤明委員, 佐藤郁子委員, 中村捷子委員
配付資料	1 事業認定制度の概要及び認定実績について 2 関係法令 3 平成28年度事業認定申請に関する事前相談等について(委員のみに配付)

1 開会

(1) 委員等の紹介

委員及び事務局職員を事務局から紹介した。

(2) 会議成立の確認

委員総数7人中出席6人で過半数の定足数に達しており, 事業認定審議会条例第4条第2項の規定により, 本会議が成立している旨を事務局が報告した。

2 議事

宮城県事業認定審議会の会長が不在であることから, 議案第1号「会長及び副会長の選任について」は, 宮城県土木部鈴木用地課長が仮議長を務め, 会長を選出した後は, 事業認定審議会条例第4条第1項の規定により, 会長が議長を務めた。

(1) 議案第1号 会長及び副会長の選任について

委員の互選による会長及び副会長の選出を行った結果, 浅沼委員が会長に, 齋藤委員が副会長に選出された。

(2) 議事録署名人の指名

宮城県事業認定審議会運営規則第8条第2項第2号の規定により, 議長が大泉委員を指名した。

3 報告事項

(1) 事業認定制度の概要及び認定実績について

事務局が, 報告事項(1)を資料1及び資料2により説明した。

○質疑応答

[議長：浅沼委員]

何か、ご質問あるいはご意見はございませんか？

〈中村委員〉

事業認定の派生的効果は4種類あるとのことですが、(資料1の9頁目の)目的別事業認定件数には、その4種類以外に、平成20年度において「収用」という記載があります。つまり、その4種類以外にもあるということでしょうか。

〈事務局〉

派生的効果については、「税対策」、「農振除外」、「農地転用」、「補助金の返還免除」の4種類になりますが、派生的効果以外に、本来の目的である強制取得というものがあり、それが、「収用」という記載になっています。

〈中村委員〉

それはどういうものでしょうか。

〈事務局〉

地権者と用地交渉をした結果、まともなれば工事はできないという状況になりますが、事業認定を取っていると、そういう状況であっても、起業者が県の収用委員会に裁決申請を行い、裁決を得ることによって、強制的に土地等の権利を取得することができます。これが土地収用法の一番の目的です。そういう形で裁決を得ると、裁決後、地権者が納得しないような状況であっても、行政代執行により強制的に土地等を取得することができます。それが土地収用法における事業認定の主たる効果であり、それ以外のものが派生的な効果となります。国が行う事業認定の場合は、強制取得を目的として申請されたものが多いです。一方、県で行う事業認定の場合は主に税対策を目的として申請されたものが多いです。

〈中村委員〉

行政代執行をする場合とはどういう場合でしょうか。

〈事務局〉

公共事業が主な場合です。公共事業の種類としては、道路、川、堤防、いろんなものがあります。ニュースにもなりましたが、高速道路の事業で、福岡県において、裁決を受けても、本人が明け渡さなかったため、みかん園に対して代執行を行ったケースがあります。

〈中村委員〉

行政代執行になった場合でも、土地の持ち主にはお金が支払われるのでしょうか。

〈事務局〉

裁決申請の段階で、補償額を全て明らかにします。ただし、本人が受け取りを拒否すると、供託という形になります。公共事業に対して、反対が

あった場合でも、事業認定という形で公益性が認められた場合には、工事を行うことができます。ただ、時間的には任意交渉よりもずっと時間はかかります。

〈議長：浅沼委員〉

他にご質問、ご意見がなければ、(1) 事業認定制度の概要及び認定実績については以上にしたいと思います。

報告事項(2) 平成28年度事業認定申請に関する事前相談等について
事務局が、報告事項(2)を資料3により説明した。

○質疑応答

[議長：浅沼委員]

何か、ご質問あるいはご意見はございませんでしょうか？

〈大泉委員〉

現在はどのくらいの病床数が、建設事業によって、どのくらいに増えるのでしょうか。

〈事務局〉

現在は一般病床のみの49床です。建設後は一般病床40床、療養病床50床の合計90床に増床されます。

〈浅沼委員〉

事前相談制度そのものが条例で位置づけられているわけでしょうか。

〈事務局〉

条例というよりは、事業認定を行う際には、事前相談を受けることによって、よりよい申請書になるように、事前にやりとりをさせていただいているものです。

〈浅沼委員〉

事前相談がなく、いきなり申請されると言うことは事実上考えられないということでしょうか。

〈事務局〉

はい、現状においては、それは事実上はないと見込んでおります。事業認定申請書の作成にあたっては、内容的に技術的な部分が多くなります。また各市町村としても、必ずしも申請に当たってのノウハウが蓄積されているわけでもないため、事前相談というかたちで、申請に向けた様々な準備を、県のほうと相談しながら進めていかなければならないという事情があります。

〈浅沼委員〉

むしろ、事前相談のほうが事実上重要な意味を持つということ。

〈事務局〉

事前相談を経て、ほぼ書類が整い、申請を受け付けられるような状況に

なっちはじめて申請してもらおうというのが実態です。

〈齋藤委員〉

米谷病院の件では、事業に必要な面積の684.75㎡というのは宅地なのでしょうか？

〈事務局〉

はい、684.75㎡についてはすべて宅地です。

〈齋藤委員〉

地権者は何名でしょうか？

〈事務局〉

1名です。8月17日（水）午後7時に登米市立米谷公民館を借りて、事業説明会を開催しております。

[議長：浅沼委員]

以上、本日の報告事項はこれまでとします。その他、委員の皆様なにかありますでしょうか。

〈京谷委員〉

環境の分野から。本日の配付資料は全て片面印刷となっています。他の会議では片面資料というのはなかなかないので、ぜひ両面にさせていただければと、よろしくお願いします。

〈佐藤委員〉

今回で3期目ですが、以前にも一部の資料については同様の資料の配付を受けていることから、よほど変更点などがない限り、環境を考えれば、経費の削減を考えるのであれば。

〈京谷委員〉

ちょっと検討していただければと思いますので、よろしくお願いします。

〈事務局〉

（検討について了解）

〈中村委員〉

米谷病院の場合は、登米市の土地があった場合は、事業認定という手続きはなくなるのでしょうか？要するに今回の場合は地権者が市ではないため、土地収用法が関係してくるという理解でいいですか。

〈事務局〉

仮に登米市所有の土地だけで建設するということでしたら、税対策は必要ないですし、強制取得をする必要もないため、事業認定という手続きをとることはありません。今回は、土地の所有者として一般の方がいらっしゃったので、その方に買収の代金をお渡ししますと、所定の税率がかかります。それを事業認定による派生的効果を活用することによって公共事業による買収の場合の特別控除がされるということで、登米市も事業認定の手続きに進まれたということになります。

〈中村委員〉

面倒だと思われる方は（事業認定の派生的効果を）使わない方もいらっ
しゃるわけですね。

〈事務局〉

起業者によっては、そうした（使わないとする）判断もあるかと思いま
す。

[議長：浅沼委員]

よろしいでしょうか，他にありませんでしょうか。

（特になし）

それでは事務局から何かありますでしょうか。

[事務局]

（特になし）

[議長：浅沼委員]

それでは，以上で本日の議事は終了したいと思います。
どうもありがとうございました。

4 閉会

事務局から，「以上をもちまして，本日の審議会の一切を終了いたします。」との発
言をもって終了した。